矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区通信

しらかべ



第31号　令和8年11月10日発行

平素より、矢掛の伝建制度にご理解とご協力をありがとうございます。保存地区の皆様の日常の心遣い、町民の皆様の温かいはげましの言葉で、気持ちの良い町並みが保たれています！

■令和10年度修理修景事業（補助事業）を募集します

令和10年度に補助金の交付を受け、建物を修理・修景される方を募集します。

◇事業目的　伝統的建造物の外観の維持・復原、保存地区の景観の向上

◇対象物件　矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区内にある、建築物や工作物。
＊伝統的建造物（特定物件）⇒修理事業（復原）
伝統的建造物（特定物件）以外の建築物や工作物⇒修景事業（景観の調和）

◇対象条件　事業の内容が、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区保存活用計画に記載している修理基準・修景基準を満たしていること。また、内容が矢掛町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱別表第1に定める補助対象経費であること。

◇提出期限　令和9年1月29日（金）17時　　◇提出先　矢掛町教育委員会（矢掛町役場2階）

◇提出書類　①事業エントリーシート　②対象物件を示した位置図
③写真（対象の建物全体と破損部分等が鮮明に映っているもの）
・①は教育課で配布、又は矢掛町文化財のホームページからダウンロードできます。
・昔の外観が確認できる写真・資料があれば添付してください。

◇その他　・応募多数の場合は、調査及び審査のうえ、事業を内定（若干数）します。
・設計図及び見積書は、内定後に協議を行ってから作成していただきます。
・設計監理者と施工業者は、それぞれ別の方にご依頼いただきます。

■第１４回町並み写生大会を開催しました

10月12日（月・祝）開催の町並み写生大会に、町内の園児から中学生まで21名の参加がありました。大会中、参加者の皆さんが、ひとつひとつの建物を熱心に描く様子が印象的でした。





令和８年度最優秀作品

